

平成 27 年 2 月 20 日  
練馬区監査委員決定

## 平成 27 年度練馬区監査基本計画

わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの先行きは予断を許さず、法人住民税の一部国税化による特別区財政調整交付金への影響など、区財政は引き続き厳しい運営を強いられると予測される。

こうした状況の中、区は今般策定する新しいビジョンの実現に向けて、既成概念にとらわれず、制度や組織の壁を超えて不断に改革に取り組み、新たな区政を創造するとしている。監査の実施に当たっては、公正で合理的な区政運営の実現に資することを目的とし、法規性はもとより、経済性、効率性および有効性の観点から、区の行財政運営を検証する役割を果たしていく。

### 1 基本方針

- (1) 区政改革の方針や組織横断的な視点を踏まえつつ、区の事務事業について法規性、経済性、効率性および有効性を検証する。
- (2) 監査結果および区の措置状況を適宜適切に公表するとともに、改善状況を検証し、区の事務事業の継続的な見直しを支援する。
- (3) 平成 25 年度に複数発生した金銭取扱いに係る事件・事故の再発防止に資するため、公金および準公金の管理に関する区の内部統制の体制等を点検する。
- (4) 公認会計士や工事監査技術支援団体などの知見を活用し、監査技法の一層の向上を図る。

### 2 個別監査実施方針

#### (1) 定期監査

##### ア 財務等監査（学校監査を含む。）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているかを検証する。

施設を管理する所管課においては、施設管理マニュアル等に基づき適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証する。

公金および準公金を管理する所管課においては、現金・預金が適正

に管理されているか、会計事務の自己点検が適切に実施されているか等を検証する。

補助金交付、業務委託、指定管理者による管理を行っている所管課においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか等を検証する。

#### イ 工事監査

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているかについて、技術面を中心に検証する。

#### (2) 行政監査

区政運営の方針や組織横断的な視点等を踏まえ、さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、経済性、効率性および有効性の観点から体系的かつ総合的に検証する。

#### (3) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（補助団体）出資団体については、団体の事業が適切かつ効率的に執行され、財政援助または出資の目的に適合しているかを検証する。また、所管課の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか等を検証する。

イ 指定管理者については、運営管理が協定内容どおりに行われているか、利用者の安全確保が図られているか、消防関連の文書管理や訓練は適正に実施されているか等を検証する。また、所管課における事業報告書の点検、実地調査による点検が適切に行われているか等を検証する。

#### (4) 例月出納検査

各会計の現金出納について、毎月の計数に誤りがないかを確認するとともに、現金保管状況を検査する。また、支出命令書等の検査を行う。

#### (5) 決算審査

各会計歳入歳出決算書等が関係法令に基づき調製されているか、計数に誤りはないかを確認するとともに、予算の執行および財産管理の状況を審査し、意見を付す。

#### (6) 基金運用状況審査

基金運用状況を示す書類の計数に誤りがないかを確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

#### (7) 健全化判断比率審査

財政の健全化判断比率が関係法令に基づき作成されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数に誤りはないかを審査し、意見を付す。

(8) 住民監査請求等

住民監査請求、住民の直接請求に基づく監査、区長や議会の要求による監査について、請求・要求に基づき実施する。

**3 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表**

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 区から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときも、上記(2)と同様とする。

**4 監査の日程**

(1) 定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 平成 27 年 4 月～平成 28 年 1 月

イ 工事監査 平成 27 年 5 月～平成 28 年 2 月

(2) 随時監査 必要に応じて随時

(3) 行政監査 平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月

(4) 財政援助団体等監査 平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月

(5) 例月出納検査 毎月実施

(6) 決算審査（基金運用状況審査を含む。） 平成 27 年 7 月～ 8 月

(7) 健全化判断比率審査 平成 27 年 7 月～ 8 月

(8) 住民監査請求による監査 請求の都度随時

(9) その他の監査 必要に応じて随時